

高齢者活躍人材確保育成事業のCM放映業務委託 仕様書

第1 業務名

高齢者活躍人材確保育成事業のCM放映業務委託

第2 委託期間

契約日から令和6年12月31日まで

第3 委託業務の趣旨等

1 業務の趣旨・目的

労働力人口の減少等により、各地域において人手不足が顕在化している分野や現役世代を支える介護・子育て分野での担い手確保が課題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題である。

しかしながら、高齢者の中には、働くことに高い意欲を持つ者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない、引退して好きなことを楽しみたいなどの理由から、必ずしも働くことへの意欲が高くない者や、企業等を退職後に何をすべきか悩み、働くことに結び付いていない者も多い。また、依然として、地域の企業の中には、高齢者の採用に積極的でない、又は関心はあるもののどのように高齢者の能力を活用すべきか手探りの状況の企業もある。

このような高齢者及び退職予定者並びに企業等に対して、シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）について積極的に周知・広報し、シルバーの新規会員、新たにシルバーを活用する企業等を増加させることを目的とする。その手段について専門的知識や豊富な実践経験があり、メディア等との連携性が高い広告業者等に委託するものである。

2 本業務の対象者

本業務の対象者は、以下の者とする。

- (1) 現にシルバーの会員でない高齢者（令和7年3月31日時点で満60歳以上の者）
- (2) シルバーの会員になった以後に就業したことが無い職種・業務内容での就業を新たに希望するシルバー会員又は昨年度1年間就業していないシルバー会員
- (3) 人手不足分野等での仕事の発注が見込まれる企業等
- (4) 退職予定者（概ね令和7年3月31日時点で55歳以上の者）

3 委託する業務

受託者は、シルバーの新規会員及び新たにシルバーを活用する企業等を増加させるため、CM本数の確保及び最適な放映時間帯や番組枠の放映調整により、訴求力の高いCM放映プランの提示と各テレビ局との契約を業務とする。

なお、業務をそれぞれの程度実施するかについては委託料の上限の範囲内で柔軟に企画提案して差し支えない。

第4 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、業務の内容はその実施状況を見ながら事業効果が高まるよう協議の上、契約期間中においても必要に応じて変更できるものとする。

1 CM放映プランの提示と確保

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会が保有するCM素材（30秒）について、訴求力の高い放映プランの提示と各テレビ局との契約

(1) 放映プラン

- ・放映期間は令和6年6月3日（月）から令和6年12月31日（火）までとすること
- ・青森県内の民放3局それぞれで、平日週3回以上放映すること
- ・本業務の対象者の視聴を考慮したプランとすること
- ・放映する番組は、朝に放映されるニュース・情報番組とし、固定して放映すること

(2) その他

- ・CM放映だけでなく、各テレビ局やメディア等を活用したシルバーの周知・広報に資すると考える独自のアイデア

第5 秘密保持

- 1 本業務に関して、受託者から提出された企画提案書等は、本業務における委託契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- 2 本業務に関して、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- 3 受託者は、本業務で知り得た委託者の業務上の秘密を保持しなければならない。

第6 委託料の上限

7,722千円（税込）

第7 その他

受託者は、本業務を実施するにあたって、不明瞭な点や変更の必要性がある場合又は業務執行上の疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。